

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年(2016 年)11 月 30 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

町田市国民健康保険条例（昭和34年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「100分の4.74」を「100分の5.17」に改める。

第17条中「100分の1.62」を「100分の1.76」に改める。

第19条中「100分の1.49」を「100分の1.55」に改める。

附則第12項を附則第14項とする。

附則第11項中「が租税条約等実施特例法」を「が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「及び山林所得金額」を「山林所得金額」に改め、「。以下「租税条約等実施特例法」という。」を削り、「）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」の次に「（以下この条及び第34条において「条約適用配当等の額」という。）」を加え、「租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」を「条約適用配当等の額」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第10項中「。以下「租税条約等実施特例法」という。」を削り、「及び山林所得金額」を「山林所得金額」に、「、同条第2項」を「同条第2項」に改め、「）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」の次に「（以下この条及び第34条において「条約適用利子等の額」という。）」を加え、「租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する」を削り、同項を附則第12項とし、附則第9項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項、第12条第5項又は第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第14条、第17条、第19条及び第34条の規定

の適用については、第14条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第34条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第34条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項、第12条第6項又は第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第14条、第17条、第19条及び第34条の規定の適用については、第14条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第34条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第34条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定及び附則第3項の規定は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第14条第1項、第17条及び第19条の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の附則第10項及び第11項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項、第12条第5項若しくは第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項、第12条第6項若しくは第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第14条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.17</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第17条 第13条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.76</u>を乗じて算出する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第19条 第13条第4項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.55</u>を乗じて算定する。</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p><u>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p><u>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項、第12条第5項又は第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第14条、第17条、第19条及び第34条の規定の適用については、第14条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第14条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の4.74</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第17条 第13条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.62</u>を乗じて算出する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第19条 第13条第4項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.49</u>を乗じて算定する。</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p>

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第34条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第34条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</u></p> <p><u>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</u></p> <p><u>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項、第12条第6項又は第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第14条、第17条、第19条及び第34条の規定の適用については、第14条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第34条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山</u></p>	

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>林所得金額</u>とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第34条中「<u>山林所得金額</u>とあるのは「<u>山林所得金額並びに特例適用配当等の額</u>」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>12</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第14条、第17条、第19条及び第34条の規定の適用については、第14条第1項中「<u>山林所得金額の合計額から同条第2項</u>」とあるのは「<u>山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額（以下この条及び第34条において「<u>条約適用利子等の額</u>という。）</u>」の合計額から法第314条の2第2項」と、「<u>山林所得金額の合計額（</u>とあるのは「<u>山林所得金額並びに条約適用利子等の額の合計額（</u>と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は条約適用利子等の額」と、第34条中「<u>山林所得金額</u>」とあるのは「<u>山林所得金額並びに条約適用利子等の額</u>」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>13</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保</p>	<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>10</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。<u>以下「租税条約等実施特例法」という。</u>）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第14条、第17条、第19条及び第34条の規定の適用については、第14条第1項中「<u>及び山林所得金額の合計額から、同条第2項</u>」とあるのは「<u>及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約等実施特例法</u>」という。）</u>」第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「<u>及び山林所得金額の合計額（</u>とあるのは「<u>及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（</u>と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額</u>」と、第34条中「<u>及び山林所得金額</u>」とあるのは「<u>及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額</u>」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>11</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保</p>

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p> <u>険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法 及び地方税法の特例等に関する法律第3条の 2の2第12項に規定する条約適用配当等に 係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する 場合における第14条、第17条、第19条 及び第34条の規定の適用については、第1 4条第1項中「<u>山林所得金額の合計額から同 条第2項</u>」とあるのは「<u>山林所得金額並びに 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法 及び地方税法の特例等に関する法律（昭和4 4年法律第46号）第3条の2の2第12項 に規定する条約適用配当等の額（以下この条 及び第34条において「<u>条約適用配当等の額</u> という。）</u>」の合計額から法第314条の2第 2項」と、「<u>山林所得金額の合計額（</u>」とあ るのは「<u>山林所得金額並びに条約適用配当等 の額の合計額（</u>」と、同条第2項中「又は山 林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得 金額又は<u>条約適用配当等の額</u>」と、第34条 中「<u>山林所得金額</u>」とあるのは「<u>山林所得金 額並びに条約適用配当等の額</u>」とする。                 </u></p> <p>14 略</p>	<p> <u>険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が 租税条約等実施特例法第3条の2の2第12 項に規定する条約適用配当等に係る利子所 得、配当所得及び雑所得を有する場合におけ る第14条、第17条、第19条及び第34 条の規定の適用については、第14条第1項 中「<u>及び山林所得金額の合計額から同条第2 項</u>」とあるのは「<u>及び山林所得金額並びに租 税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及 び地方税法の特例等に関する法律（昭和44 年法律第46号。以下「<u>租税条約等実施特例 法</u>」という。）第3条の2の2第12項に規 定する条約適用配当等の額の合計額から法第 314条の2第2項」と、「<u>及び山林所得金 額の合計額（</u>」とあるのは「<u>及び山林所得金 額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の 2第12項に規定する条約適用配当等の額の 合計額（</u>」と、同条第2項中「又は山林所得 金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又 は<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第1 2項に規定する条約適用配当等の額</u>」と、第 34条中「<u>及び山林所得金額</u>」とあるのは「<u>及 び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法 第3条の2の2第12項に規定する条約適用 配当等の額</u>」とする。                 </u></u></p> <p>12 略</p>